

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

## ひかり健康保険組合

最終更新日：令和3年01月20日

# 特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	肥満に関して、男女ともすべての年齢階層で全国平均を上回ってしまっている。特に男性の肥満率が平均30%と深刻。また、健診判定でC以上の男性の肥満割合が5割を超えていることから、生活習慣病と肥満の関連性が見てとれる。	➔ 生活習慣改善のための事業を多角的に取り組む。 特に運動奨励を多角的に取り組む。
No.2	診療日数について、被保険者は消化器系疾患が突出して多く、被扶養者では呼吸器系疾患が際立っている。	➔ 歯科健診などの口腔疾患予防事業の強化。予防対策情報提供の強化。 マスク・消毒液の配布の強化・情報提供の強化。
No.3	乳がんは30代後半から、子宮がんは20代後半から増加傾向にある。加入者年齢層の最多層帯であり、働き盛りの年齢層が占めている。	➔ 乳がん検診・子宮がん健診の対象年齢の引き下げ。 健診受診奨励の強化。 情報提供の強化。

基本的な考え方（任意）
<p>一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。 提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（個人負担無し） このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。</p> <p>3才以下の方も本人の拒否が無い限り35才以上項目のうち血液検査及び心電図を実施する。また、希望制で25歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査及び子宮癌検査を、40歳以上の被保険者に胃カメラ検査を実施する。契約健診項目以外の追加は無しとする。二次検査判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。尚、腹囲測定は全年齢に実施する。</p> <p>実施内容：対象者全員への通知は昨年度計画と同様に実施。 そのうち昨年度未受診者で、健診期間半ばで未受診者に対しては、受診奨励を実施する。</p> <p>実施時期：9月に健診案内送付、11月末受診奨励実施 アウトプット：昨年度未受診へのはがき通知（対象者全員100%） 昨年度未受診者のうち、11月30日時点での未受診者へ受診奨励を12月～1月に実施（対象者全員100%） アウトカム：はがき送付者のうち10%受診 全体で受診率を現状から5%向上させる。（平成28年42.9%→47.9%）</p>

## 特定健診・特定保健指導の事業計画

<b>1 事業名</b>	特定健康診断	対応する健康課題番号	No.1																																			
↓																																						
<b>事業の概要</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	方法	-	体制	-	<b>事業目標</b> 家族分の受診率を85%まで引き上げる。																														
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者																																					
方法	-																																					
体制	-																																					
		<b>評価指標</b>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被扶養者受診率84.6%</td> <td>49%</td> <td>53.8%</td> <td>61.5%</td> <td>69.2%</td> <td>76.9%</td> <td>84.6%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被扶養者受診奨励強化</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	アウトカム指標							被扶養者受診率84.6%	49%	53.8%	61.5%	69.2%	76.9%	84.6%	アウトプット指標							被扶養者受診奨励強化	1回	1回	1回	1回	1回	1回
指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																
アウトカム指標																																						
被扶養者受診率84.6%	49%	53.8%	61.5%	69.2%	76.9%	84.6%																																
アウトプット指標																																						
被扶養者受診奨励強化	1回	1回	1回	1回	1回	1回																																
<b>実施計画</b>																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。</td> <td>被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。</td> <td>被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。</td> </tr> </tbody> </table>		H30年度	R1年度	R2年度	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。</td> <td>被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。</td> <td>被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。</td> </tr> </tbody> </table>		R3年度	R4年度	R5年度	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。																							
H30年度	R1年度	R2年度																																				
被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。																																				
R3年度	R4年度	R5年度																																				
被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。	被保険者は定期健診と同時に、被扶養者は個別に通院健診にて実施。被保険者は8月～11月、被扶養者は10月～1月期間にて行う。																																				

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。
体制	-

事業目標

特定保健指導実施率を平成35年度までに20%以上にする。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率を20%超まで引き上げる	6.7%	10%	12.5%	15.4%	18.3%	21.2%
評価指標	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	委託業者の多様化	3社	3社	3社	3社	3社	3社

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。	特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。	特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。
R3年度	R4年度	R5年度
特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。	特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。	特定保健指導対象者に対し、複数の保健指導業者より希望の業者を選択させる。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,300 / 3,000 = 76.7 %	2,400 / 3,000 = 80.0 %	2,500 / 3,000 = 83.3 %	2,600 / 3,000 = 86.7 %	2,700 / 3,000 = 90.0 %	2,800 / 3,000 = 93.3 %
		被保険者	2,000 / 2,350 = 85.1 %	2,050 / 2,350 = 87.2 %	2,100 / 2,350 = 89.4 %	2,150 / 2,350 = 91.5 %	2,200 / 2,350 = 93.6 %	2,250 / 2,350 = 95.7 %
		被扶養者 ※3	318 / 650 = 48.9 %	350 / 650 = 53.8 %	400 / 650 = 61.5 %	450 / 650 = 69.2 %	500 / 650 = 76.9 %	550 / 650 = 84.6 %
	実績値 ※1	全体	2,692 / 3,600 = 74.8 %	2,960 / 3,600 = 82.2 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	2,361 / 3,000 = 78.7 %	2,628 / 3,000 = 87.6 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	331 / 600 = 55.2 %	332 / 600 = 55.3 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	35 / 520 = 6.7 %	52 / 520 = 10.0 %	65 / 520 = 12.5 %	80 / 520 = 15.4 %	95 / 520 = 18.3 %	110 / 520 = 21.2 %
		動機付け支援	5 / 135 = 3.7 %	12 / 135 = 8.9 %	15 / 135 = 11.1 %	20 / 135 = 14.8 %	25 / 135 = 18.5 %	30 / 135 = 22.2 %
		積極的支援	30 / 385 = 7.8 %	40 / 385 = 10.4 %	50 / 385 = 13.0 %	60 / 385 = 15.6 %	70 / 385 = 18.2 %	80 / 385 = 20.8 %
	実績値 ※2	全体	44 / 568 = 7.7 %	40 / 548 = 7.3 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	17 / 168 = 10.1 %	20 / 190 = 10.5 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	27 / 400 = 6.8 %	20 / 358 = 5.6 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

## 目標に対する考え方（任意）

-

## 特定健康診査等の実施方法（任意）

### (1) 実施場所

特定健康診査は、健診委託機関に委託して行う。（巡回健診を含む）  
特定保健指導は、保健指導委託機関に委託して行う。

### (2) 実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目を含むひかり健康保険組合健診実施要領の「検査項目」とする。

### (3) 実施時期

実施時期は通年とする。

### (4) 委託の有無

#### ア. 特定健康診査

被保険者・被扶養者ともに健診委託機関の提携する医療機関で実施する。全国での受診が可能となるように措置する。

#### イ. 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

### (5) 受診方法

#### ア. 特定健康診査

被保険者・被扶養者ともに委託機関の提携医療機関を通して受ける。

#### イ. 特定保健指導

被保険者・被扶養者ともに特定保健指導機関を通して受ける。

### (6) 健診費用の支払

#### ア. 特定健康診査

健診委託業者へ当組合が立て替え払いをし、後日、事業主負担分を各事業所宛に請求する。  
被扶養者分は全額健保負担とする。

#### イ. 特定保健指導

被保険者・被扶養者ともに全額健保負担とする。

### (7) 健診データの受領方法・保管期限

#### ア. 特定健康診査

健診委託機関から代行機関を通じ電子データまたは紙ベースによる結果を随時または月単位などまとめて受領して、当組合で保管する。保管年数は5年とする。

#### イ. 特定保健指導

委託先保健指導機関より電子データで受領するものとする。保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。

### (8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、特定健診受診後の保健指導レベルに基づき決定する。

### (9) 特定保健指導対象者の実施率向上への取り組み

特定保健指導対象者の多い事業所へコラボヘルスを行い、特定保健指導実施を施す。

## 個人情報の保護

(1) 当健保組合は、ひかり健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

(2) 当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(3) 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## 特定健康診査等実施計画の公表・周知

周知は、当健保組合のホームページに掲載して行う。

## その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については毎年実施状況を確認し、必要に応じて見直しを検討する。

目標と大きくかけ離れた場合、そのほか必要がある場合には見直すこととする。